

Ⅱ．国立大学法人奈良教育大学の平成31年度外部評価実施要項

国立大学法人奈良教育大学の平成31年度外部評価実施要項

平成31年 3月 4日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 奈良教育大学(以下「本学」という。)における教育研究活動の状況に係る自己評価の結果について、国立大学法人奈良教育大学の点検評価実施方針に基づき、外部の有識者による検証(以下「外部評価」という。)を行う。本学の教育研究活動の質の向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

(委員会)

第2条 本学に、前条の目的を達成するため、国立大学法人奈良教育大学外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、高等教育に関し広く、かつ、高い識見を有するとともに、本学の教育研究活動に深い理解を有する国、地方公共団体又は高等教育機関等の者から、学長が委嘱した委員をもって構成する。

3 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(実施方法)

第3条 委員会は、本学の教育研究活動の状況に係る報告書等について外部評価を行う。

2 外部評価は、前項の報告書及び関係資料による調査のほか、必要に応じ実地調査等により行う。

(結果の公表)

第4条 外部評価結果は、学内外に公表する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、企画連携課が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成31年3月4日から施行する。